

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

赤穂市長 牟禮 正稔

市町村名 (市町村コード)	赤穂市 (28212)	
地域名 (地域内農業集落名)	新田地区 (新田集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日		令和6年12月3日 (第1回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・区域内の6割の農地が5人の担い手によって耕作されているが、うち3人の年齢は、70才を超えているため、農業後継者等への農地の移行が円滑に実施できるか課題である。 ・担い手の耕作農地が分散錯雑の状態にある。 ・農地は未整備であるため小区画・不整形であり、効率的な農地の利用ができない。 ・区域内の農地所有者は、市外に居住している者が多数存在しており、ほ場整備の実施や「農振農用地区域」への編入等への合意形成に時間を要する。 ・現状では農地が湿田であるため、水稻以外の作物の栽培が困難である。
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻を主要作物としつつ、ほ場整備完了後は、野菜類等高収益作物の作付ができるよう担い手を中心に集落、耕作者全体で検討していく。また市、県と連携し減農薬、減化学肥料にも取り組むことを検討する。 ・規模拡大を目指す担い手に農地の集約化を進めつつ、新たに参入を希望する新規就農者等の受入れが可能となる仕組みづくりを進める。 ・水路、農道等の管理は集落全体で取り組むよう検討していく。
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	52.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	28.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農地のうち、ほ場整備を実施する予定農地の範囲を区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
区域内の6割の農地が5人の担い手によって耕作され、集積化が図られている一方、その農地は分散錯雑の状態であり、農業委員・農地利用最適化推進委員の協力の下、農地の利用調整を行い、集約化を目指す。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
ほ場整備事業着手時には、対象農地は出し手、受け手に関わらず、すべて農地中間管理事業を活用する。また、当面は耕作を継続する農家が営農が困難となった場合に、農地バンク機能を活用して中心となる担い手への付替えができること勘案し、原則として農地を機構に貸付けていくよう、担い手も含めて集落全体で活用を検討していく。
(3) 基盤整備事業への取組
大区画化・汎用化による農地の効率的な利用を目指し、基盤整備事業に取り組む。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
将来的に耕作されない可能性の高い農地が増加することも見込まれることから、地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市、県、JAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5) 農業協同組合、農業サービス事業体等による農作業委託の取組
作業の効率化が期待できる水稻育苗作業は、JA兵庫西への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☒	③スマート農業	☒	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携	☒	⑩その他

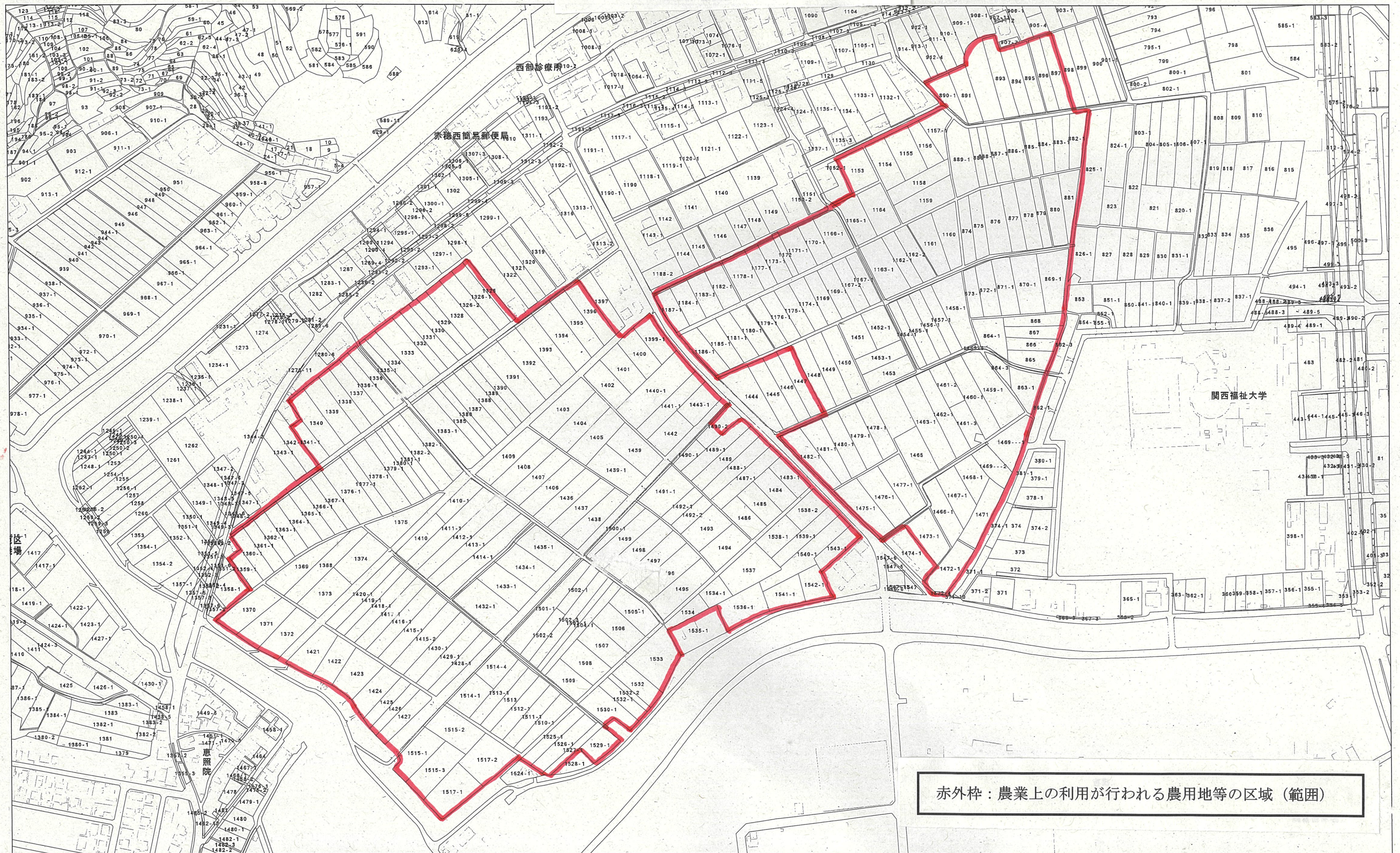
①鳥獣被害防止対策の取組方針
鳥獣被害を最小限に抑えるため、防止柵の設置等の対策について、早期に集落全体で検討する。

③スマート農業の取組方針
ロボット技術や情報通信技術を活用した新たな大型農業機械の導入について検討する。

④畑地化の取組方針
高収益作物の栽培のため、一部の農地の畑地化を推進する。

⑦環境保全、農地の維持管理等の取組方針
地域住民・耕作農家が協力して農村環境、農地を守っていけるよう協議を継続していく。

赤穂市 新田 地区



赤外枠：農業上の利用が行われる農用地等の区域（範囲）